

用発電機、同付属品、蓄電池および扇風機を除く)にわたって行う修繕で、現行の期間はつぎのとおり。

客車(暖房車を除く)	1年3月
暖房車	1年
貨車	A級 5年
(*貨車級別分類)	B級 4年
	C級 3年
	D級 2年
	E級 1年

新製後3年以内の鋼製客車で塗装その他の状態が良好なものは、前項の期限を1年5箇月まで延長することができる。また使用することの少ない特殊車は走行2万キロまでは客車は3年、貨車は5年まで上記期限を延長することができる。(石黒 寛)

こうしょう 公傷 この言葉は国鉄で通俗的に使用されるものであるが、端的な表現のうちに多くの意義を包含している。現在では業務災害と同義と解してよく (1) 災害が業務中に発生したものであり (2) その事故は作業中の異常性を帯びたできごとであり (3) 事故が突発するかまたは比較的短時間内に発生し、かつその発生の期間を明らかに示し得るものであり (4) その結果として生ずる健康障害の存在することが必要である。→業務災害補償。(原田 穂達)

こうしょう 行賞 国鉄業務の能率的な運営を図る方策の1つとして行っているもので、部内の職員または団体が国鉄に対し顕著な功績があった場合、あるいは業務成績が優良で、一般の模範となるような業績をあげている場合に、これを顕彰してその努力に報い、職員の士気の高揚と、技能の向上を図ろうとするものである。

この行賞を行うための根本規定としては、日本国有鉄道行賞規程(昭和27・8総裁達第440号)が制定されており、その取扱手続等については「日本国有鉄道行賞取扱細則の制定について」(昭和27・11総秘第1,368号依命通達)にもとづいて実施している。

行賞の種別は (1) 表彰 (2) 褒(ほう)賞となっているが、このほかに各種の運動または競技会等の場合に前記に準じて授賞するものがある。また部外のものに対し感謝状等を贈呈するものもある。

行賞を行う者は (1) 総裁 ただし総裁は必要により、支社長に行賞の一部を行わせることができる。(2) 本社付属機関および地方機関の長 ただし鉄道管理局長および地方自動車事務所長または工場長は、必要によりその付属機関もしくは現業機関の長に褒賞の一部を委任することができる。

1 表 彰 職員または団体に、つぎに該当するような顕著な功績があり、かつ一般の模範として推奨すべきものと認めたとときに行っている。

個人表彰は (1) 危険を顧みず身をもって職責を完遂したとき (2) おう盛な責任観念に徹し、率先業務に励み業績顕著なとき (3) 顕著な改良または有益な発明・研究を完成し、事業に貢献したとき (4) 業務能率増進、経営合理化、事故防止等につき、特段の努力をしてその功績顕著なとき (5) 業務執行について公正親切、能率優秀で接遇奉仕の実をあげたとき (6) 永年勤続し成績・操行ともに優秀であるとき (7) その他前各号に準ずるような顕著な功績があったとき。

団体表彰は (1) 天災・事故その他困難な条件を克服して作業を完遂したとき (2) 協力一致して、顕著な改良または有益な発明研究を完成し事業に貢献したとき (3) 業務能率増進、経営合理化等につき、特段の努力をしてその功績顕著なとき

(4) 各種の事故防止等について特段の努力をし、または長期間その所属職員の責任に属する事故がなく、かつ優秀な業務成績を継続したとき (5) 団体の規律正しく、協力一致の実をあげ、業務成績優秀で他の模範であるとき (6) その他前各号に準ずるような顕著な功績があったとき。

表彰の方法は (1) 総裁が行う場合 職員には表彰状または表彰状とともに鉄道頭功章もしくは効績章を、団体には表彰状または表彰状とともに彰牌(しょうはい)を授与し、これを鉄道公報に掲載する。効績章は永年勤続効績者に授与し、鉄道頭功章はとくに功績の顕著な者にのみ授与する。なおこれらの者には、特別昇給または無賃乗車証等の特典を付与する (2) 本社付属機関および地方機関の長の場合 表彰状または表彰状とともに彰牌(団体にかぎる)を授与し、これを局(部、所、場)報に掲載する (3) 表彰を行う場合に副賞として一定の金額の範囲内で、金品を加授することができることとなっている。

2 褒 賞 職員または団体に、つぎに該当するような業績があったときに行っている。

(1) 客貨の増送、サービス改善、能率増進等について特段の努力をし、業務成績の向上に寄与したとき (2) 各種の事故防止および要員・資材その他の節約等につき、特段の努力をして経費の節減に寄与したとき (3) 災害防止・復旧等について特段の努力をし、または業務繁忙、秩序維持等により特別の労苦を伴ったとき (4) 車船内の秩序維持、運賃は脱、不正乗車の発見等業務の執行について特段の努力をし、良好な業績をあげたとき (5) 創意工夫にもとづき、業務上有益な提案をしたとき (6) その他前各号に準ずるような業績のあったとき。

褒賞の方法は、総裁が行う場合はそのつど定める金額、本社付属機関および地方機関の長が行う場合は、あらかじめ定められている金額の範囲内で、褒賞金品を授与する。

他所属の職員もしくは団体、または部外の個人もしくは団体に対する表彰等は、前記の表彰の場合に準じて、表彰状もしくは感謝状を贈り、またはこれに副賞金品をそえる。

総裁が行賞を行う場合には、その公正適切を期するため、軽微な事項または恒例に属する事項を除き、すべて行賞審査委員会の審査にもとづいて行っている。なお鉄道頭功章を授与して表彰する場合は、とくに慎重を期するため、前記の行賞審査委員会の審査を経たのち、さらに鉄道頭功章選考委員会の審査を経ることとしている。行賞審査委員会および鉄道頭功章選考委員会はいずれも本社に設置され、それぞれ関係部局長等によって構成される。

表彰された職員または団体に、その名誉をけがすような所為があったときは、授与した表彰状もしくは賞状および鉄道頭功章、効績章もしくは彰牌の返納を命じ、または使用の停止を命ずることがある。(岩井 敏夫)

こうじょう 工場 国鉄の支社の地方機関(地方において国鉄の業務を分掌している機関であって国鉄の従たる事務所をなすもの)。昭和27・8鉄道管理局から独立したものである。その所管業務は車両・自動車および機械器具の製作・改造および修繕ならびに機械施設の新設・改良および保存である。そしてこれらの業務を行うのに必要な工場施設の保存および管理、工場内の電力施設の新設および改良の工事の施工、工場建物の小規模な新設および改良の工事の施行、所属職員の労務管理・養成および安全衛生等を行っている。また一般の委託による陸運に関する車両および機械器具の製作・改良・保存および管理をも行っている。

工場における車両および機械の検修業務は、蒸気機関車につ